平成 24 年 10 月 保健医療部医療助成課

1 趣旨

「児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令」により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の規定による保護命令を受けた児童が支給対象者に加えられたこと等に伴い、標記規則の一部を改正しようとするものです。

2 主な内容

- (1) 児童扶養手当の支給対象者にDV防止法の規定による保護命令を受けた児童が追加されたことに合わせて、ひとり親家庭等医療費の受給資格者の範囲を拡大しようとするものです。
- (2) ひとり親家庭等医療費受給資格者の情報等を一元的に管理し、事務を進めることができるよう、これまで2つの様式に分かれていた、「ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書」と「ひとり親受給者台帳」を統合しようとするものです。この中で、申請時の添付書類として、ひとり親家庭等となった事実を明らかできる書類を求めることを明記します。
- (3) 上記(1) に伴い、ひとり親家庭等認定調書について新たに定めようとするものです。
- (4) 法令の改正に伴い必要となる規定の整理、その他文面の整理を行おうとするものです。(※この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。)

3 一部改正に係る様式

- (1) 上記2(2)に係る様式 ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書
- (2) 上記2(3)に係る様式 ひとり親家庭等認定調書(保護命令による場合)

4 施行期日

この規則は、公布の日から施行しようとするものです。